

各課

明治節奉祝實施要綱（昭一四・一〇・五）
次官會議決定

右田覽

昭和十四年十月二十五日

樞密院書記官

樞密院

秘書課
堀田 福地 内山

庶務課
津島 小森 渡邊

會計課
藤田 栗木 辻田

備人ニ對シテハ
會計課並ニ
本文ノ趣旨ヲ
説明スル事

三二

一、趣 旨

茲ニテ明治節ヲ壽ギ奉リ 明治天皇ノ聖徳ヲ仰ギ鴻業ヲ傳ビ奉ルト
共ニ皇運扶翼ノ奉公精神ヲ國民各人ノ行動ノ基本トシ以テ眞ニ舉國
一體タルノ國民的の信念ヲ昂揚シテ國民精神總動員ヲ強化シ強力日本
建設ニ向ツテ邁進スルノ決意ヲ固メムトス

二、實施方法

(一) 當日午前九時ヲ期シ「國民奉祝ノ時間」ヲ設定シ各家庭其ノ他ノ
場所ニ於テ夫々宮城遙拜ヲ行フコト

此ノ爲同時刻ニハ汽笛、サイレン、鐘等ヲ用ヒ適當ナル周知方法
ヲ講ズルコト

尙ラチオハ同時刻ニ「國民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フコト

(二) 官公署、學校、各種團體、會社、銀行、工場等ニ於テハ奉祝式又

ハ奉祝式ヲ行ヒ特ニ本文趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト

(三) 市町村ニ在リテハ成ルベク市町村民ノタメ神社、學校、公會堂等
適當ナル場所ニ於テ奉祝ノ方法ヲ講ジ本文趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト